

令和3年11月定例県議会

提出議案等一覧

島根県

## 第 4 7 9 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

R 3 . 1 1 . 2 5 提 案 分

| 区 分             |                 | 議 案 No   | 議 案 名  |
|-----------------|-----------------|--|--|
| 議 案<br>(22件)    | 予 算 案<br>( 8 件) | 1 2 8  | 令和 3 年度 島根県 一般会計 補正 予算 (第 8 号)               |
|                 |                 | 1 2 9  | 令和 3 年度 島根県 一般会計 補正 予算 (第 9 号)               |
|                 |                 | 1 3 0  | 令和 3 年度 島根県 中小企業 制度 融資 等 特別 会計 補正 予算 (第 4 号) |
|                 |                 | 1 3 1  | 令和 3 年度 島根県 臨港 地域 整備 特別 会計 補正 予算 (第 2 号)     |
|                 |                 | 1 3 2  | 令和 3 年度 島根県 電気 事業 会計 補正 予算 (第 2 号)           |
|                 |                 | 1 3 3  | 令和 3 年度 島根県 工業 用水 道 事業 会計 補正 予算 (第 2 号)      |
|                 |                 | 1 3 4  | 令和 3 年度 島根県 水道 事業 会計 補正 予算 (第 2 号)           |
|                 |                 | 1 3 5  | 令和 3 年度 島根県 流域 下 水道 事業 会計 補正 予算 (第 2 号)      |
| 条 例 案<br>( 9 件) | 1 3 6           | <p><b>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告等を受けて、職員に対して支給する期末手当等について所要の改正</p> <p>① 期末手当の引下げ (△0.10 月分)</p> <p>② 通勤手当の特別料金等加算に係る要件の緩和</p> <p>③ 獣医師の初任給調整手当の支給期間及び支給月額の限度額の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：① 令和 3 年 12 月 1 日<br/>②③ 令和 4 年 4 月 1 日</p> |  |
|                 | 1 3 7           | <p><b>県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告等を受けて、教育職員に対して支給する期末手当等について所要の改正</p> <p>① 期末手当の引下げ (△0.10 月分)</p> <p>② 通勤手当の特別料金等加算に係る要件の緩和</p> <p style="text-align: right;">施行日：① 令和 3 年 12 月 1 日<br/>② 令和 4 年 4 月 1 日</p>                                |  |

| 区 分        |       | 議案No  | 議 案 名 |
|------------|-------|---|-------|
| 条例案<br>つづき | 1 3 8 | <b>特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例</b><br>一般職の期末手当の改正に準じて、期末手当を引下げ（△0.10月分）<br><br>施行日：令和3年12月1日  |       |
|            | 1 3 9 | <b>警察に関する手数料条例の一部を改正する条例</b><br>銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正<br>・クロスボウの所持の禁止と所持許可制の導入に伴い、クロスボウの所持の許可等に係る手数料を新設<br><br>施行日：令和4年3月15日                      |       |
|            | 1 4 0 | <b>島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例</b><br>民法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正<br>・貸金業者による青少年に対する金銭の貸付け等の禁止に係る規定の整備<br><br>施行日：令和4年4月1日   |       |
|            | 1 4 1 | <b>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</b><br>市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うための所要の改正<br>・特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の設立の認証等の事務について、吉賀町に権限を移譲<br><br>施行日：令和4年4月1日                              |       |
|            | 1 4 2 | <b>島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例</b><br>道路構造令の改正を踏まえ、県道の構造の技術的基準について所要の改正<br>①交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加すること<br>②歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めること<br><br>施行日：公布の日 |       |
|            | 1 4 3 | <b>都市計画法施行条例の一部を改正する条例</b><br>都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市計画法に規定する市街化調整区域内の開発許可等の基準について所要の改正<br><br>施行日：令和4年4月1日   |       |

| 区 分         |                    | 議案No  | 議 案 名   |
|-------------|--------------------|-------|---|
| 条例案<br>つづき  | 一 般<br>事件案<br>(5件) | 1 4 4 | <b>島根県手数料条例の一部を改正する条例</b><br>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正<br><br>施行日：令和4年2月20日                                      |
|             |                    | 1 4 5 | <b>公の施設の指定管理者の指定について（島根県花振興センター花ふれあい公園）</b><br>・ 指定する相手方：特定非営利活動法人 国際交流フラワー21<br>・ 指定する期間：令和4年4月1日から5年間   |
|             |                    | 1 4 6 | <b>当せん金付証票の発売について</b><br>島根県内において発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売限度額の設定<br>・ 令和4年度発売総金額 55億円以内   |
|             |                    | 1 4 7 | <b>変更契約の締結について 西郷大橋地区 県営ふるさと農道整備事業 本橋耐震補強工事</b><br>変更契約金額：1,879,849,400円（90,821,500円増額）<br>工期：令和3年12月27日<br>契約の相手方：ショーボンド建設（株）・（株）横河ブリッジ特別共同企業体<br>施工場所：隠岐郡隠岐の島町港町地内外 |
|             |                    | 1 4 8 | <b>変更契約の締結について 一般県道黒沢安城浜田線 長見工区 防災安全交付金（改築）（仮称）長見トンネル工事</b><br>変更契約金額：703,332,300円（131,332,300円増額）<br>工期：令和4年2月28日<br>契約の相手方：大畑建設・堀工務店特別共同企業体<br>施工場所：浜田市長見町地内        |
|             |                    | 1 4 9 | <b>島根県立青少年の家で発生した交通事故に係る損害賠償について</b><br>令和2年9月4日に発生した交通事故に係る損害賠償<br>・ 損害賠償の額 13,127,699円<br>・ 支払の相手方 出雲市在住 個人   |
| 報 告<br>(2件) | 報告22               |       | <b>専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 1件</b><br>・ 元町人磨線 防災安全交付金（街路）（仮称）新高角橋橋梁上部工工事<br>1,747,282,900円（5,380,100円増額）  |

| 区 分        | 議案No | 議 案 名  |
|------------|------|--|
| 報 告<br>つづき | 報告23 | <b>専決処分事件の報告について（損害賠償）</b> <span style="float: right;"><b>10件</b></span><br>・ 車両損傷事故 1件 賠償額合計 45,170円<br>・ 交通事故 3件 賠償額合計 519,138円<br>・ 落石等事故 6件 賠償額合計 725,208円 |